

平成27年9月28日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年第3回松島町議会定例会会議録(第2号)

---

出席議員(13名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
総務課長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君
企画調整課参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君

建設課参事	赤間春夫君
総務課参事兼 総務管理班長	太田雄君
水道事業所施設班長	中條宣之君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
教育課参事兼 学校教育班長	児玉藤子君
代表監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議事日程 (第2号)

平成27年9月28日(月曜日) 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第 96号 松島町個人情報保護条例の制定について
- 〃 第 3 議案第 97号 職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第 98号 松島町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第 99号 松島町町税条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第100号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第101号 松島町手数料条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第102号 指定管理者の指定について【帰命院避難所】
- 〃 第 9 議案第103号 指定管理者の指定について【手樽防災センター】
- 〃 第10 議案第104号 工事請負契約の締結について【漁業集落防災機能強化工事(早  
川地区)】
- 〃 第11 議案第105号 平成27年度松島町町一般会計補正予算(第4号)について
- 〃 第12 議案第106号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
について

- 〃 第 1 3 議案第 1 0 7 号 平成 2 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 〃 第 1 4 議案第 1 0 8 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 〃 第 1 5 議案第 1 0 9 号 平成 2 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 〃 第 1 6 議案第 1 1 0 号 平成 2 7 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について
  - 〃 第 1 7 議案第 1 1 1 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
  - 〃 第 1 8 議案第 1 1 2 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
  - 〃 第 1 9 議員提案第 4 号 松島町議会基本条例の一部改正について
  - 〃 第 2 0 議員提案第 5 号 松島町議会委員会条例の一部改正について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名いたします。

---

---

日程第2 議案第96号 松島町個人情報保護条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第96号松島町個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） それでは、議案96号ですか、個人情報の保護条例の制定とこういうことで、個人情報の保護条例そのものは、私も制定をしたほうがいいのではないかと、こういうことでこれまでもこの場で申し上げたこともございましたので、制定そのものに反対するというようなことはしたくはないんでありますが、今回の制定に当たっては特にいわゆるナンバー法ですね、番号法、これとの関係で個人情報保護条例が制定もされると、こういうことになるわけですので、まず町長にマイナンバー制度、ナンバー法、この内容についてどういう認識を持っておられるのかなというところを、最初にお伺いをしておきたいなと今思ったので、その辺についてお伺いできればと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 素直に答弁させていただければ、この席に着いてから一生懸命勉強しております、さかのぼれば平成24年の4月ごろから進んではきていますけれども、その間整理等おこなっていますが、今回こういうふうには制定されてきたと。今回国がやろうとしているナンバー制度に対して、1行政としてどうのこうのということはありませんけれども、ただ担当課と先ほどもお話ししておりましたが、町民の方々にどういふふうには周知して、利用していただくか、この周知の方法をきちっとやっていかないと、うまくないなと

というような話をしております、考えておりました。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 法律上は既に決まっていると、こういうことで行政の立場からすればその内容をどういうふうにするのかということなどなどについて、周知を徹底していくと、こういうことのお答えだったわけでありますけれども、具体的に番号法の持つ危険性とか、そういうことについてどのような形で見、考えておられるのか、町民にとってのメリット、あるいはデメリット、こういうことについてどういうふうに考えているのか、その辺についても伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、それらについては担当課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） まず、マイナンバー制度の基本的なことなんですけれども、複数の機関に存在します個人の情報を同一の人の情報であるということの確認を行うための基礎を構築しまして、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって、町民にとりまして、利便性の高い公平、公正な社会を実現するというものであります。

社会保障や税などの複数分野で使用する個人情報を個人番号により、ひもつけしまして、名寄せすることによりまして、所得の正確な把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平性や、きめ細やかなサービスも提供や業務の効率化が可能となります。

デメリットといたしましては、こうしたことでメリットのほうお話しさせていただいたんですけれども、デメリットについては、今、今野議員がおっしゃったとおり、情報の漏洩とかが、あるいは流出とかがないのかといった心配はございますけれども、国によります1つ目といたしましては、個人情報保護法による罰則もその辺は強化しているところでございます。あと、前回の全協でもお話ししましたとおり、町民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み、いわゆるマイナポータルというような提供、あるいは国の機関であります個人情報保護委員会の設置によりまして、個人番号を取り扱う行政機関等を監視、監督するというような制度もございます。あるいは、この個人情報の事前評価といたしまして、特定個人情報保護評価の実施の義務づけなどがございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 町民にとってのメリット、デメリットは何かと、こういうことでお聞きをしました。非常にきめ細やかな行政サービスができるんだとこういうお話ですね。それ

は、町民にとってきめ細やかなサービスが受けられるというのは確かに重要なことだと思うんですが、同時にサービスを提供する側がそのことによって事務的な処理が簡単になっていくと、こういうことなのかなと。住民が実際にじゃあどれだけメリットをそのことによってあるのかというと、私はそんなにないような気がするんですね。いろいろ行政的な手続を進めていくということにおいて、今お話しされたようなサービスが簡略化されていくということはあるとは思いますが、一人一人の町民からすると、ほとんどそういったサービスを利用する機会というのは、年に1回あるかないかとかそんなレベルなんではないかなと。そういう状況のもとで今お話しされたような情報の漏洩という危険性、このところと引きかえにできてしまっているのかなというように私は気がするんですね。

ですから、そういう点ではいろいろお話しされました。言ってみれば、どうやってそういう対策をするのかというような部分もありました。保護条例で罰則を強化していると、こういうお話もありました。罰則については情報を漏らした方が罰則を受けるとこういうことになるわけですね。しかし、情報を漏らした方、罰則を受けるのね。漏らされたほうですね、個人情報として外部に流されてしまったという方については、じゃあどんな補償ができるのかなと。どういう対応が行政としては考えられるのかということが出てくるとは思うんですが、その辺についてどうなんでしょうかね。

この間の年金関係の情報125万件漏れましたと。こういうこともありましたけれども、この場合厚生労働大臣は、ほとんど補償はしませんよと、何の補償もありませんと。こういうことなんですね。そうすると、個人情報は流されっぱなしというこういう事態になって拡散していくと。こういうことになるんだと思うんです。そういう点で、非常に一旦漏れてしまった情報を取り返すというのは、ほとんど不可能に近いとこういうことになるわけですから、その辺について、極めて大変なことが起きるんだという認識をまず持っておられるのかどうか、その辺どうなんでしょうかね。

特に、松島町でも住民基本台帳、電子計算組織ということで、持っていたわけですが、これは言ってみれば、確かにネットワーク化されている部分もあるんですが、ナンバーそのものは松島町なら松島町というその自治体の中で使われているわけです。今度は全国1本でこれがやられていくということで、そこに情報がどんどん集約されていくということになれば、個人の情報というのはどんどん集約されていく形になるわけですね。しかも、まだ国会やっていましたかね。きょう、あすあたりで終わる国会だと思いますけれども、この国会で結局個人情報保護の利用範囲、これも当初は社会保障分野、年金だとか労働分野、あるいは医療

福祉だということを上げていたと。それから、税の分野と災害のときに対応するんだよと、そんなことを言っていたんだけど、今度の国会では銀行口座まで範囲を広げていきますよ、あるいは特定健康診査ですか、こういうものについても広げていって、医療情報などもそこに集約できるようにしていきますよと、そういう法律までも通してしまうと。本来は最初に言った年金補償・税・災害というこの3つの分野だったのが、もう3つの分野から拡大するときは3年たってから検討するんだよと言っていたのが、その舌の根も乾かないうちにもう既に今度の国会で拡大が始まろうとしていると、こういうことなんですね。

非常にそういう点では、情報が集約されていくという点で、私は非常に危険な内容を持つ中身だなと思うんですが、本当に今言ったような形で、個人の情報が守られるのか。もし、漏れたときは個人に対してどういう責任を負うのか、そういったことについて、どういうふう考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） システム面での対策となりますが、個人情報につきましては、従来どおり現在情報を所有する機関それぞれが分散管理をする形となります。今おっしゃられまして、情報が漏洩されて芋づる式で個人情報が漏洩することをこれによって防ぐ形になるのかなと考えております。

また、個人情報をひもづける方法も個人番号だけではなく、暗号化された符号を使うことになっております。また、システムにアクセス可能な者を限定するなど、通信する場合は暗号化するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） システムをいろんな形で強固につくり上げていくということが情報漏れの最大の防御だと、こういうことになるというお話なんだろうなというふうに思います。

しかし、いわゆるITの先進国と言われるアメリカですとか、こういうところでは既に日本のマイナンバーと同じようなものが実施をされていて、大変な被害が出ているわけですよね。アメリカは2015年2月に8,000万件のマイナンバー情報が漏洩しました。こういう報道もあります。それから、アメリカのある女性がマイナンバーを悪用され続けて、高校卒業の時点でクレジットカードとローン口座42件をつくられて、自分の知らないでいる間に150万ドルの借金をさせられていた、こんなことも起きているというふうな、こういうことがITの先進国家でも起きるわけですよね。

今、アメリカと中国のトップが会って、サイバー攻撃やめようじゃないかとやっていますけ

れども、サイバー攻撃専門に考えている人もいるわけですよね。その人たちが本当に悪意を持って情報を収集して、そして連結させたり、突合せさせたりしていけば、分散して情報を持っておいたから大丈夫だという話にならないというのが、今のITのデジタル世界の状況ではないかというふうに私は思うんです。

そういう点で、非常にマイナンバー法に基づいて、導入されるこういったやり方ということについては、納得いかないという思いでいるわけであります。先ほどもお話ししましたけれども、これからどんどんマイナンバーの利用範囲というのが拡大されていく危険性がある。そのことについて町としては、どういう対応をするのか。私はできれば、今回の個人情報保護条例制定に当たっても、町として国に対してやっぱりもう少し待ったほうがいいんじゃないかと、世界の状況を見ても、アメリカはこの制度の見直しをやっているわけですよね。先ほど太田参事なども言われたように、情報を分割すると。介護保険なら介護保険とか、それから雇用保険なら雇用保険、社会保険なら社会保険と別物にしてやっぱり対応していくと。そういうやり方で対応するというふうになっていくわけです。

けれども、日本のはそうじゃないんですよね。1つのナンバーで全部やるわけですから。アメリカのは違うでしょう。今度見直しするというのは。韓国なども既に被害が大きく発生していると、こういうことで、やっぱりやめたほうがいいんじゃないかと。こんなことを言っているわけです。それから、イギリスは、もう国家が国民の個人情報を収集することは、人権侵害なんだと、こういうことで廃止を検討し始めると、こういうふうになっているわけです。

そういう点で、私は町民の皆さん一人一人の情報がいかに守られるのかという立場に立ったときに、町長がそういう町民の情報を守るために、何が必要なのかということを実際に考える必要があるんじゃないかと。そういう点で、やっぱり少なくとも国に、この運用についてはもう少し待つべきだ、あるいは廃止すべきだというふうなことを申し上げていく必要があるんじゃないかというふうにも思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今、今野議員のほうからいろんなケース、最初は4情報からスタートして行って、さっき言ったように災害だ、云々かんぬん、ここでは最近では消費税のアップ云々かんぬんとかというふうに、だんだん幅広くなって行っているのかなと、国の考え方としては、そういうふうにとめております。

それで、町として最終的に国で一元化してナンバー1つで全部が云々かんぬんというところ

も想定できるのかなとも思ってみたりもしたりしています。他の国では、いろんな逆向きの方向も結構あるようです。

ただ、町としては今日本として、1つの国として、1つの考え方で今対応していこうと、取り組んでいこうという考えの中でありますので、これについては町としてはそれに向かって粛々と進めていきたい。そういう中で、今言われた情報の漏洩とか、そういうところの対応ですね、ここを十分に対応していかななくちゃいけないと。それでも、出ちゃうんじゃないかというところはあるかもしれませんが、国のいろんなところでありますから、ただそれはそうでありますけれども、町としては今国とこういう方向でおりますので、町としてそうならないように、漏洩等々ならないように、粛々と対応していかなければならないというふうに認識しております。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 行政だから、国があつて、県があつて、市町村があるという流れで、何か上から流れて来たものは自動的にやらなくちゃいけないという考え方に立っているところが、私はおかしいんだと思うんですよ。地方分権を言って、地方の自立ということが盛んに言われてきたの、ここ十数年、20年近くね。それなのに、いまだもって上から流れてくるものは、受けていかななくちゃいけないんだと、こう考えているところに1つ大きな間違いがある。自分の頭で考えて自立して、松島の町民の利益をどう守るのかと、ここを考えるのが行政のサービスなわけでしょう。

そのときに、今お話ししたように、非常に危険な状態というのが想定されるわけですから、少なくとも運用開始、ちょっと待ってと、こういう声ぐらい上げるべきじゃないかと私は思うんだけど、町長、その辺どうなのか。

もう一つ、さっき聞いたので、個人情報漏れたときに、漏らされた方に対する責任、対応というのはどういうふうになるんですか。その辺ちょっとまだお答えなかったような気がするんですが。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 漏らしたほうは罰則だよと。漏らしたほうはですね。じゃあ、漏らされたほうはというご質問だと思うんですが、今の段階ではじゃあ具体的に救済事業、こうですよという具体的なものはないのかなと。国の別なところの条項を見ても、対応的なものとしては具体的にこうですよと言えるようなものは基本的にはないのかなと。

ただ、一番は我々としては、漏らされない、そういうことが起きないように行う。そのため

に今職員は県とか国とかいろんな研修にどんどん参加して、研修を受けています。今も行って、職員はもう、中央のほうに行ってそういう研修は受けています。そういうことで、漏らさないというところが一番なのかなというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 町長の答弁もあるんでしょうけれどもね。漏らさないと、漏れるから困ると言っているわけでね。何もありませんか。個人はじゃあ情報を漏らされたら、漏らされっぱなしで、それで終わりだとかこういうことになるんですよ、今の話だと。そしたら、やっぱりこんなものつくってほしくないですね。本当に無責任な話もいいところじゃないですか、そうしたら。そう思いませんか。無責任だと思いませんか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 無責任ではないかというお話、ただ我々事務を預かっている者として、無責任であるというふうなものの表現はちょっとできない。ただ、我々は逆に漏らされた原因はありますけれども、漏らさないようにするのが我々としても対応の1つというふうに認識しております。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 漏らさないというのも1つの責任だと思います。そういう体制をどう構築するかというのはね。それは前段の責任として大きいと思います。漏れたときの責任というのも当然あるわけですよ。漏れると言っているんです、皆さんが専門家がそう言っているんですよ。そんなことやったら危ないよと。そのときの責任誰もとらないという、これを無責任と言わないで何と言うんですか。私はこれは本当に無責任な話だと思いますよ。

だから、年金の問題でもどれだけの個人情報が流れたかわかりませんが、どの程度の秘匿性の高さがあるものが流れたかもわかりませんが、少なくとも漏れたことに対する責任というのは当然負わなくちゃいけない、こういうことだと思うんですね。

ですから、そういう立場でこの条例制定するに当たっても、考えるべきではないかと思うんですが、その辺はどうなのかということね。特に、どういう責任とるんだということになれば、金目でしょうという話に、こんなこと言って怒られた大臣もいましたけれども、お金の問題調べてみました。大体、数千円から数万円、秘匿性の高さにもよるけれども、1件当たりそんなものだろうというふうなことのようです。本当にそれで個人情報を漏らされた日には、たまったものじゃないと、こういうことだと私は思うんですね。

そういう意味でも、ぜひ町長にはやっぱり国にしっかりものを言ってほしいと。いつでも私、

前の町長にも言いましたけれども、町民の利益を守れる最高責任者は町長なんですから。そういう立場でぜひ考えていただきたいと思うんですが、改めてその辺を含めてご回答をいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 漏洩された側のほうの責任はどうかということで、さっきから議論されておりますけれども、今野議員が言うのはごもっともだと思いますが、これは粛々と進めていきたいと思います。

なお、職員の研修については、研修を受けた者だけがそうじゃなくて、それが町職員全体に広がるように、取り扱う側がまず第一に徹底した研修を受けた者から情報を伝達するというのが大事であります。

漏らされた側のことに関しましては、どうかということ、私も即答できませんが、今の意見を重く受けとめて今後進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。立場はそういうことでわかりました。

それで、具体的に情報を管理するときに、どうなのでしょう、例えば税務課で税金の所得税の、住民税の賦課をする、そういったものを印刷物として郵送してやると、こういう作業があるわけですが、そのときに印刷物に印字をしていくわけですね。情報があるわけですね。その情報というのはどういうふうにして管理をされるのか。その辺はどうなっているんでしょうかね。情報は、印刷する人のところにどういうふうにして提供されるんですか、その情報は。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 今の話は、個人番号と法人番号の件だと思いますけれども、納税通知書には法人番号、個人番号は附番されません。ですから、今までどおりの形で通知するようになります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それはわかりました。それで、実際に附番されていなくても、名前と税額と住所は入るわけですね。番号はくっついてないよというそれだけの話で。番号がくっついていない、言ってみれば情報、税務の情報というのは町の情報は1つあって、そこから印字をする会社に行くわけでしょう。情報が。いくときはどういう形でいくんですか。ディスクでいくんですか。それともUSBだとかフラッシュメモリーだとか、データの移行はど

んな形でやられるんですか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 済みません、余り私こまい話わからないもので、今確認しましたら、印刷会社、うちらほう頼んでいる会社のほうに電送するというごさいます。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、町のパソコンから相手のパソコンにラインを通して流してやるということでしょう。既にそこで漏れる可能性があるわけでしょう。これ守れますか、1件、1件。ということもあると思うし、役場の中でも住民基本台帳の電子計算組織ということで、その辺にありますけれども、そこからそれぞれの各課のところ、利用するときはどういうふうにして使うのか。住基からどういうふうにして情報を取り出して、料理するとか、やるのか、そういうのはどういうふうになっているんですか。私はそういうの具体的にわからないので、その辺ちょっと教えてください。

○議長（片山正弘君） 亀井企画課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） システムを担当する立場として申し上げます。

まず、先ほどの印刷についてですけれども、LGWAN回線を使って、委託している業者のほうに電送されます。そちらで印刷をし、大量印刷をし、こちらに納品してもらうというやり方をとっています。LGWAN回線ですが、これは一般のインターネット回線に接続されているパソコンからは接続できません。物理的にできないようになっております。回線の中のそのものも暗号化された回線がいくと。こちらと受け側と暗号解読のシステムを持っていて、それで初めてこっちから暗合データとして送り、あちらで暗号データを解読して、プリントするというやり方をとっています。

それから、住民情報システムのデータをどうやって一般のパソコンで利用しているか。これはCSVというやり方で、住民情報システムのデータの一部分なり、ある部分を加工することができます。できたものは、使うことはできるんですけれども、それは各課で課長、班長がちゃんとしっかり対応してやりなさいと。ただし、今調べていますが、ほとんどやっていないに近いぐらいの状態です。年金機構の漏洩問題があり、私どもとしてチェックさせていただきました。やっぱり1、2カ所、個人情報を職員のインターネットにもつながるパソコンにつながっていたのもありましたから、それは全部排除させていただきました。使うときだけ、外付けのハードディスクでつなぐとか、そういうふうなことでやって欲しいというやり方をしています。

それから、私どもでSKY SEAというシステムを持ってしまして、私と私どもの課の担当職員のパソコンから、どんな使い方をしているか、どんなサイバーがあるか、来ているか、その辺のチェックができています。できます。職員には余り知られていないんですが、私どもでチェックさせていただいていると。これ、知られるとまた別の問題が出てくるので、常識的範囲で私どもでは見ているわけですが、そうやって二重、三重のロックはかけているところなんです。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。いろいろサイバー攻撃も含めて、対策を練っていると、こういうことではありますが、例えば今LGWAN回線で税務情報が印刷業者のもとにいったと。印刷業者のもとにいったときから先の情報の扱い、この問題もあるわけですね。そのの先については、どういうふうに行行政側としては把握をされているんですか。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） まず個人番号に、今後個人番号にアクセスできる職員を限定したり、個人番号が記載された書類につきましては、保管を厳重に行うというようなものを基本とします。

あと、パソコン内にある個人番号を含む情報につきましては、今亀井課長もお話ししましたが、インターネットに接続しないパソコンでしかデータを取り扱わないことなど、外部からの不正のアクセスを受けない対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 亀井企画課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） LGWAN回線で送られた情報がどうやって印刷され、どうやって納品されるかということですから、違いましたか。どういうふうに保管されるかということですが、私どもでクラウドシステムというのを使っていますので、メーンの機械というのは、LGWAN回線を使ってそちらのクラウド化された情報システム会社の情報センターで取り扱っています。情報センターでこれを印刷してほしいという大量データの指示があったら、そちらで印刷して、後日納品されるということなんです。

その情報センターも余り場所は知られていません。が、新たな私どもで今使っているTKCという業者が決まったときに、情報センターを見せてほしいということで、手前どもの担当者と当時の町長と中を見せていただいて、こんな管理をしているという説明を受けております。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 私が聞いたのは、クラウドシステム云々もいいんですけども、印刷業者さんのところにいった情報がどんなふうに取り扱われているのかと。その情報の管理がどういうふうにされているのかと、こういうことなんです。いろんなところで、それやっていますよね。介護保険であれ、何であれいろんなところに大量データの印刷頼んでいるわけでしょう。そういったものの業者さんのところにいった情報の管理はどうなっているのかというのを聞いています。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今のご質問、こっちから行って、請け負った会社がどう管理しているかと。全部の課に引かかることで、今後ろを向いてちょっとありましたが、基本的に1つ確認するわけにはいかないんですけども、全体的に見ると各請け負っている会社ごとのセキュリティーであったり、そういうおのおのの会社で持っている管理の仕方かなというふうには、後ろを振り向いて各課で聞き取った限りではそういう形で。じゃあ、具体的にはどうやっているかという話はちょっと確認できなかったんですけども。以上です。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 行政が町民の個人情報を、いいですよ、何も抜きにしていっぱい持っているわけですよ。それを役所の外に出して、出したそれ以降の情報については今の答弁というのは、全く責任を持っていなかったという答弁でしょう、結局。どうなっていますかと年に1回確認していますか、最低でも。今の答弁だとそれもしていないということですよ。

私は、極めて情報の取り扱いが安易だと、そういう意味ではね。そう言わざるを得ないんじゃないかと。だから、情報漏れの危険性はいっぱいあるんですよと、どこにでも存在するんですよ。ただ単に回線通しただけじゃなくて、人間が一番危ないと言えば危ない部分もあるんです。でしょう。大崎の市民病院のやつなんて全くそうですよ。パソコンをのぞいていたら、面白い情報があったと。それで拡散していくんですよ。人間が拡散しているんです、最終的には。それは、悪意かどうかということもありますけれども、悪意を持った人がそれをやったらば、どこまでも広がっていくわけです。

そこのところにやっぱり行政は細心の注意を払わないとだめなんではないかというふうに思っているんで、再三しつこくて申しわけないんですけども、これまでも何回も言ってきたので、きょうはやめようかなと、個人情報の制定だし賛成しようかなと、こう思っても来たんですけども、やっぱりここまで来て、10月5日から通知カードが皆さんのところにいくし、もう始まりますよという時点であっても、やっぱり危ないものはやめたほうがいいと、こう

思うので、こうやってきょうも質問をさせていただいておりますけれども、本当に危険だと思いませんか、町長、これ。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 請け負った側の業者のセキュリティーはどうなっているのかということで、こちらでなかなか答弁できなかつたようでありますけれども、そちらそちらの会社で、そういう責任を持って多分契約書等には記載されているんだろうというふうに思っております。私は、その契約まだ見ていませんけれども、そういった事項もきちんと含まれて、会社と町が契約しているものというふうに確信しております。

危険だ、危険だということは再三再四先ほどからお話を受けていますが、10月5日から施行ということもありますけれども、職員の徹底した情報の管理をちゃんとさせるように、これから研修を積み重ねてやっていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

ちょっと今ほとんどが今野議員さんから質問されているようだったので、私やめようかと思いましたが、どうも話のやりとりを聞かせてもらって、不安でならないなど。そこであえてまず平成8年に電算システムによる個人情報保護条例を松島はひいていますよね。そして、今日までこの個人情報保護条例、平成15年に国のほうで制定されてものを受け、平成17年から施行されているものを受けて、今回9月頭のほうですね、法制定になっているということで、それらを受けた形で松島町の個人情報保護条例を制定するに至るという流れでしょうけれども、まさに今10月5日から一部施行、来年28年1月1日からは本格施行ということのタイミングで進むわけでしょうから、そうした中であってあえて内部体制、いわゆる町内のそういった組織体制の部分と、外部委託機関との関係、外部委託関係はさらに子、孫請けなどはないと思いますが、大規模とそういった企業が受ければ、系列会社に仕事を出すというような形態も生まれて来るんだと思いますけれども、そういった関係の対応を町の職員が出張研修でも何でも構いません、そういうところに入られて、よく研修し、流れも含めて理解されて対応する考え方にあるのかどうか。まず最初にその点、第1点、事務方的に教えておいてくれますか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、職員の対応の仕方ということかなと思いますけれども、先ほど今野議員からも質問の中ではお答えをさせていただいております。職員の体制は、前年度か

らこの体制、事務的にどういうもの、マイナンバーあります。あと個人情報松島町ありませんでしたので、隣接市町村とかいろんな情報ということで、各課スタッフ制にして対応させていただきました。研修も順次行っています。きょうも職員が東京の中央のほうで、1週間ぐらい参加しております。

そういう中で、研修の対応、戻ってきたら我々もまた全職員に対する研修というふうにどんどんつながっていくようになります。そういうことで、職員としての対応は、マイナンバー制度のほうはちょっとおくれてきてはいたんですけども、松島町は個人情報保護条例がなかったものですから、隣接市町村とのいろんな情報を全部収集して、対応してきたということとであります。

○議長（片山正弘君） 亀井企画課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） ちょっと追加させていただきます。

外部の委託先の体制というか、下請、孫請けも含めてということですが、私どもで委託関係にあるTKCという会社は、孫請けだとかというのを持たないんですね。1社でやってしまうと。例えば日立系の何とかとか、富士通系の何とかというベンダーではない。TKCそのもので、直属のSEがいて、開発部門があって、営業部門があって、私どもと契約をしているという会社でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今お話、答弁いただいたので、大体流れるにはそうなのかなと思いますけれども、要は究極的には、地方公務員法による職員の倫理観というんですかね、そういったモラル等に委ねられた責任でもっての対応というふうに結果としておさまるよう内部的にはするんだろうなと思うんですけれども、やはり私も気になるのは、町民の皆さんの側に立って、被害が発生した場合にどうなるんだろうかというところの体制、役場側の体制と、それを受けてもう既に住民基本台帳でしたか、京都府の宇治市あたりでもう訴訟、裁判沙汰になっているケースがあって、先ほど今野議員もちょっと言いましたけれども、補償的には1万円程度、裁判費用で5,000円程度1人当たりですね。そんな補償内容でおさまりつけるというようなケースもあるわけですがけれども、そういったことも踏まえて、もう一度庁内体制の部分の扱い、それから従事する職員のセキュリティーにおける心構えというんですかね、そういったところの周知徹底というんですかね、そういったものもやはりきちんとやってもらいたいということを申し入れさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 菅野です。

私もどうしても漏れたときの対応というんですかね、町としての明確な答弁がないなという気がするんです。これは漏れたときには個人でどうしようもないんですよね。どこに助けを求めるのかということになると思うんです。これは、松島町の条例なので、松島町の町民を保護していくという条例なんだと思いますけれども、そのデメリット、そういう個人情報もう漏れてしまったというときに、自分でどうしようもないと、年金なんかもそうなんですけど、漏れた人には連絡しますと言われたんですけど、連絡ないから本当に漏れていないのかなど、証明するものがないんだよね。

そういうときに、この条例が施行されていくんだと思いますけれども、今後個人で対応できないものに対しては、行政がきっちり松島町がきちっと対応していくよというようなものを、この条例に入れることができるのかということを一つ聞きたいんです。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） 前段でも申し上げましたが、マイナンバーに対する保護措置ということで、さまざまな措置が講じられます。ちょっと話はずれるかもしれませんが、特定個人情報の収集とかの保管データベースの作成提供をまず禁止すること、あと2つ目には特定個人情報保護評価ということで、事前の評価をすること。3つ目には国による個人情報保護委員会という第三者機関を設置し、監視を強化すること、あと町民の方が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できるシステム、いわゆるマイナポータルというシステムですけれども、これを設置すること。5つ目は、罰則を強化することということで、条例の中でもうたわれる罰則等を初めとしてうたわれるところもありますし、いわゆる国の定めます個人情報で厳格な法律が定められておりますので、条例並びにマイナンバー法における法律で、厳格な体制をとる考えでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） そのとおりだと思うんですけれども、その法律に基づいて、松島町としてこの条例を作成するという事なんですよね。ですから、漏れないようにつくっているということなんだと思うんですよ。国も、松島もね。ただ、絶対漏れないということはないんですよね。現実には。だから、漏れたときに、じゃあ松島町民の一人一人について、どう救ってやるのやということ、何もなければしょう。そういう条例でいいのかなど。ただ単純にそう思っているだけなんです。

じゃあ、精神的に金銭的にいろんな被害を受けたときに、自分で勝手に裁判を起こして自分

でやりなさいということになるのか、その前に町として相談に乗れますとか、そういうようなもの、サービスがあってもいいんじゃないかなという思いがするので、自分で代用できないと思うのが正直な話で、町民の皆様も一緒じゃないかなと思うので、そういうときにどうしてくれますかと。それは、後で検討しながら条文の中に入れることができるんだろうかなという思いがしたものですから、質問したんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今ここで条例をどうのこうのというのはあれなんですけれども、確かにそういう漏洩があったとき、その原因は難しいところがあります。どういう原因でなったかというところもあります。そういうこともあるんですけれども、また個人情報の相手方について、この条例の中でどういうふうに対応していくかという文言を入れることはできないとか、逆に入れなくても町はどう対応するんだということはあるかと思うんですけれども、今ちょっと条例とか詳しい方に横で指導を受けたんですけれども、やっぱりその辺は確かに今後そういう文言も必要となれば、必要といういろんなケースが出てくるかと思えますけれども、対応としてあれば、条例の一部改正という考え方も出てくる。それもあります。やっぱり出た場合の職員の対応というのは、まずこれが一番になりますので、そこはそういう形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 条例制定する場合には、町民のメリットがあって、デメリットがあってはならないと、そういう条例にしないとだめですよというものがありましたので、聞いてみたんですけれども。将来できるならばそういうことも検討していただけるかなと思いながら、質問を終わります。

○議長（片山正弘君） 菅野議員よろしいですね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（片山正弘君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今皆様のご意見聞きながら、ますます何か怖くなったような気もするわけですね。国の機関でもこうやって今町の職員が東京に1週間ほどですか、研修に行くと、何人で行っているんですか。1人ですか、2人ですか、3人ですか。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） アカデミー研修ということで個人情報1人研修行っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これだけ大事な本当に個人のプライバシーがこれからもう赤裸々に、悪意を満ちたら、ばっと皆漏れるわけですね。それで、国の本当に役人の人たちも情報、このような取り扱いどうするかということが、新聞でもよく出ていますね。松島町の職員が1人今研修に行っていると。じゃあ、その研修がどの程度理解され、もちろん一生懸命になって聞いていくわけですから、当然全部万全な体制で帰ってくると思うんです。その後、松島町の職員に対するこの研修のスケジュール、これは決まっているんですか。どのようにするかと。もう来年1月1日からこの条例決まれば、本当にもうすぐですよ。この間にどの程度の職員の皆さんの認知度が高まるのか。その辺のスケジュールというのはどうなっていますかね。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） これまでもマイナンバーに係る研修ということで、関係課が県庁に行ったり、国の研修等々に出向いて個人情報、あるいはマイナンバーにかかわる研修について、勉強をしているところでございます。今後も関係職員のみならず、全職員にこのマイナンバーが理解、熟知できるように、研修のほうを、全体での研修を実施したいと考えているところでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） もちろんそうなると思うんですね。もう本当にトップというんですかね、もちろんこの研修を受けた人が皆さんにはわかりやすくやると思うんですね。このマイナンバー制度の、もちろん町長がトップで責任を負うわけですけども、実務的なトップというのは誰なんですか。こうなると。実務的なトップ。こういうのは今オリンピックでも何でも、非常に責任問題が物すごいですよ、曖昧になって。そういうことになると、やっぱりそういうものの情報漏洩というんですか、その辺のことをちゃんとやっていないと、またみんななすりつけて、私は知らない、知らないと、こういうふうになりやすいわけで。その辺の明確ということを今決まっていますかね。これからですかね。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 事務方で誰が責任だと。まず、1つは基本的には松島町、情報、個人情報、マイナンバーしかりですけども、各課おのおのいろんな分野が持っています。ですから、まず前段としては主幹課長になります。最終的に総務課長が最終的な、実務の事業としてはそういう形になるかと思えます。

それから、研修でありますけれども、研修は今東京に1名の方が1週間ぐらい行っていますが、そこに行くまで今までにいろんな職員がいろんな立場で、国の研修で会ったり、県の研修であったり、それは参加させていただいています。それで今東京のほうからも戻ってきますので、職員、早々に1回で全部集めることができませんので、いろんな研修と同様に2回に分けたりして全職員が参加できるような、あるいは項目的に分けて説明するような、そういうことを早速日程等々はまだ調整はいておりませんが、対応していきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 亀井企画課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 今総務課長が言ったとおりでございますが、ちょっと補足をさせていただきます。8月21日付で自治省から通知が出ておりまして、自治体情報セキュリティ対策検討チームをつくりなさいということでございまして、実は私どもでは既に対策チームを持っておりまして、最高情報セキュリティ責任者CISOと言いますが、これは副町長になることになっております。それで、副責任者というのが私ということで今なっております。

今、研修の話が出ましたが、個人情報保護制度そのものについての研修というものは、今総務課長と参事等が言ったようなとおりでございますが、私どものシステム担当としても、サイバー攻撃対策の模擬訓練をやりたいと思っております。模擬訓練、どんなことかと言いますと、いつも扱っている情報と似たようなメールを送るわけです。それをあけるかどうか。むやみにあけるかどうかというのをテストしたいと思います。期日は秘密ですけども。そんなこともやっていきたいと思っております。

それで、不思議な情報、メールがいったら、どう対応しているか。この対応は間違っているよとか、この対応でいいんだよとか、その辺のサイバー攻撃対策をやりたい。ファイヤーウォールという壁がありまして、外からの情報、アタックというんですか、それは最大限防ぐことができるんですけども、こちらからメールを開いてしまっはしょうがない。それをあけないような訓練は、どんどんしていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今模擬訓練というのは、本当にちょっとしたことで私もテレビ、新聞欄しか情報しかわからないわけで、ああいうことがあるんだなど、そういうことは暗にありやすい事例だと思うんですね。その辺のことをしっかりと取り組んでいただければと、副町長と企画課長が実務の、事務のトップですということになりますので、ひとつよろしくその辺

は肝に銘じてよろしくやってください。

それから、これがどんどん進みますと、情報漏れ、非常にどこでもかこでも、仮にそういうことが事案があると、こうなると住民が不安になってくると思うんですね。仮に私の情報どのくらい漏れているんだべと心配になって、こういうのを役場に来て聞くと、私の情報漏れていますかねとか、そういう問い合わせがあるかもしれないですね。新聞でどんどん報道されたら。そういうことの対応というのは役所でしてくれるんですか。どこまでその辺の親身になって、町民の皆さんの心配を解消してくれるんですかね。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） 今お話も承りまして、マイナポータルの制度に当たるのかなというように感じました。行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのかを確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対してのそういったどことやりとりしたとかという確認ということで、町民の方が見ることができるシステムで、マイナポータルという制度が設けられるところでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今漏れたかどうかというのはわからないと、教えていただきました。当然そうでしょうね。ただ、心配になる人がいっぱいいると思うんです。これから。だから、その辺の対応も含めて、そういうことも含めながらプロジェクトチームでそういう対応、そこまでのカウンセリングですかね、そういうことまで考えながらやっていただくのが親切かなと思うんです。わからないんですから、町民の皆さんというの。自分の情報どうだと。そういうことも含めながら、これ要望ですのでちゃんと対応してください。

それから、罰則、罰則って言いますね。条文見ても、条例見ても何も罰則書いていないんですよ。罰則はどこまでどういう罰則なのか。漏らしたほうの罰則も含めて、それで大臣がそういう責任はないとか、今野さんの質問でそこまではとれないというようなことがあるので、その辺の明確なものもちゃんと調べて対応していただきたいということを思いますけれども、どうなんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 太田参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） 罰則、今の話では罰則というようなお話になると思うんですけれども、提出しました条例の中の25ページ以降、第65条から罰則規定が設けられているところがございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

議案第96号松島町個人情報保護条例の制定について、反対の討論をしたいというふうに思っております。

先ほどの質疑の中でも申し上げました。松島町が個人情報の保護条例を制定するというところで、できれば賛成したかったのでありますが、県内でもこの個人情報保護条例を今の時期になって制定するというのは、多分松島最後かなと思いますけれども、非常にそういう点では条例制定そのものが遅かったなというふうには思っています。

そういうことを踏まえながらも、せつかく制定するので賛成しようかなと、今日の質疑次第でどうかなということであつたわけですが、残念ながら、今の質疑を聞いても、非常に情報漏れに対する行政サイドの注意喚起といいますか、あるいはそういう事務取扱に対する任のあいまいさといいますか、そういうものに対する不安というものが拭えなかったなという思いが今しているところです。あと、もし反対するときはこういう文面だと思つて、反対の討論を書いてきましたので、ちょっと読み上げていきますけれども。

今回の条例制定では、国民一人一人に12桁の番号をつけ、社会保障、税などの情報を国が一元的に管理をし、行政手続などで活用されるマイナンバー制導入に伴つて、特定個人情報等に関する取り扱いをも否定する内容の制定となっているわけであります。

マイナンバーについては、本年10月5日から通知カードが町民に郵送され、番号が割り振られていくこととなります。そして、来年1月から運用が開始をされるものでありまして、本町においても証明書の交付などさまざまな行政手続において、マイナンバーを利用し管理をしていくということになるかと思ひます。

マイナンバー制度により、より多くのさまざまな個人情報が集積され、情報漏洩の危険性が高まっていくことは必至であります。しかし、高齢者など全ての人々が自分の自己情報を適切に保護管理することができるのかどうか。また民間事業者においても従業員などのマイナンバーを扱うこととなりますけれども、番号を適正に管理することが本当にできるのかどうか。最近でもベネッセでの2,000万を超える、たしか情報の流出、あるいは日本年金機構における125万件とも言われる大量の個人情報の流出が発生をしたりしております。先ほども申し上げ

ましたけれども、大崎市民病院における保護入院していた方の情報が漏れるなど、情報漏洩を防ぐ完全なシステムを構築するということは、ほぼ不可能というべきであります。

もし、このようにして集積された個人情報为名寄せや突合など、悪意を持って不正に利用されるようなことになれば、取り返しのつかないことになることは明らかであります。また、マイナンバー導入の国の狙いが税の徴収強化や、社会保障給付を削減することであり、我々国民を管理、監視することで所得や資産を掌握し、税金の徴収強化や社会保険料の負担増を求め、一層の社会保障削減を行おうとするものであります。

そのため、法施行後3年目をめどに利用範囲の拡大について検討を加えていくとしていたにもかかわらず、脱税や不正受給の防止対策として、預金口座への利用拡大や、特定健康診査などの医療情報まで今国会で拡大されるなど、国家による基本的人権やプライバシーへの侵害も懸念されるところであります。

一方で、我々国民にとってはほとんどメリットがありません。年金や福祉などの各種申請で書類をそろえる手間が省けるということはあるでしょうが、多くの人にとっては先ほども申し上げましたように、年に1回あるかないかではないかと思えます。

同様に、番号が割り振られて手続が便利になると進められた住民基本台帳カードの普及は、ほんのわずかでありました。そうした事実を見ても、町民にとってのメリットは極めて小さいのではないかと考えるものであります。

マイナンバー制度を先行して行っている国々で、制度見直しが行われている点から見ても、これからマイナンバーをスタートさせるというのは、余りにも無謀ではないかと考えるものであります。個人情報保護条例の必要性は認めるものであります。情報を一元的に管理することで、情報流出の危険性を高め、基本的人権の侵害にも直結しかねないマイナンバー制度導入を前提とした条例制定はすべきではなく、町としては国に同制度の延期、あるいは廃止を求めるべきであるということを申し上げて、反対の討論としたいと思います。

なお、マイナンバーに関連して上程される議案99号、100号、101号の議案についても同様の趣旨から反対であることを申し上げておきたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 反対者の討論が終わりました。続いて、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第96号松島町個人情報保護条例の制定について、原案のとおり可決されました。

ここで、若干の休憩に入りたいと思います。11時15分まで休憩、短いですが、11時20分までしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

### 日程第3 議案第97号 職員の再任用に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第3、議案第97号職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） この再任用について、ちょっと簡単に教えていただきたい、質問させていただきたいと思います。

我々、サラリーマンの人にとっては、定年というのが避けて通れないものであるわけですね。そして今はこういう状況の中で、どんどん労働人口が少なくなってくると。そういう中で、会社では定年の延長制、それから再雇用、国、企業を含めて今進められている状況であります。

全国の自治体も再任用制度というのが当然あるわけでありまして、この例規集を見ても、定年から最長5年までだと明記されておりますが、来年定年なされる方いらっしゃいますけれども、この松島町では来年何人再任用という形になるわけでしょうか。そこから伺います。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、再任用の考え方につきまして、松島町としては前年度、26年度から退職された方1名再任用としてやっております。今度27年度の再任用はどうかという

ことではありますが、今の段階では退職する者が4名おりますが、もしかしたらゼロになるかもしれないし、半分ぐらい再任用になるかもしれないというような状況でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この再任用の仕方は、周知というんですかね、役場の職員の皆さん、わかっていると思うんですけれども、いつごろどんなようにして皆さんに通知するんでしょうかね。その辺ちょっと教えてください。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） これは年齢的なもの、当然わかりますので、再任用の方については、6月末までに、それ以前に全部資料等と該当者全部、年度初め早々に資料がわたります。こんな感じになりますよということで、6月末にその段階での希望、再任用をお願いしますとか、いや退職しますとか、そういうものを6月末まで提出いただくという形になっております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことに当たって、今度採用されたということではありますが、問題はやっぱり定年後の年金もらうまでの間、そこなんです。給料どうなのやというようなことも当然勤務状況、今課長さん、仮に班長さん、そういう方された、そうじゃない方も定年なされると。そういうことの再任用された場合の給料は一体どのぐらいなのかなと。今現在いただいている給料のどのぐらい差があるのかなというようなことと、恐らくあると思うんです。規約か何かで。そういうことで、大体どんな目安を持って再任用されるのか、教えてください。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 給料的なところ、手当になりますけれども、一応再任用の段階で松島町はフルタイムではなく、例えば8時半から5時15分ではなく、短い時間、9時から16時までの時間にしております。再任用は、これは、フルタイムでいきますと、どうしても定員管理、人数というところもありますので、松島町としては今の段階では短い時間での再任用ということにしております。

それから、金額でありますけれども、年度当初に我々の年齢ですと17万円、端数ちょっとあれですけれども、17万円ぐらい。ですから、これから税金その他云々かんぬん、そこからふえることはありませんので、大体手取りで14、5万円ぐらいなのかなという金額で。ちょっと済みません、細かい金額手持ちにありませんが、そのぐらいの感じになっております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今手取り、支給が17万円、それから手取りは14、5万円だと言うようなことを伺いました。今フルタイムではないと、短時間労働ですよと、16時までだと。これは国と地方、一緒なんですかね。国も、国家公務員も地方自治体も皆そのように同じように再任用というのは、時間なっているわけですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この再任用、フルタイムにするか、短い時間にするか、あるいは金額ですね、どこにするかというのは各自治体の判断、決め事になります。ですから、全国統一とかそういう話ではありません。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 何で松島はフルタイムじゃなくて、こっちの16時まで、短期というんですかね、になったんですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 先ほど前段で触れましたけれども、フルタイムにすると普通の職員と同じように、定数、人数何人とかと、定数管理に係ります。ですので、松島町はそうではなく、定数管理のほうにかからない範囲で、退職される方の再任用を考えています。どうしても、再任用、定数の枠でいった場合に、再任用も大事ですけども、その分新しい新規採用の分も枠としてふやしていきたいという考え方もありますので、短い時間のほうで対応していくということでもあります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 定数管理、それはわからないことはないですよ。何で私、一番は今、派遣職員いるでしょう。本当に災害から来ていただいて、それで皆さん一生懸命働いていただいている。再任用される方は、その町にとってはこの方は必要ではないかなと思っているんです。だから、再任用するわけでしょう。だったら、その方のやっぱり今までのキャリア、実績、そういうものを勘案しなければならないんじゃないかなと思うんです。やっぱり定数のこと、いろんなこと、経費的なこともあると思うんです。今まで松島のことをよく知っている。その再任用された人、フルに活躍していただくと、それが私は大切なのではないかなと思うんですね。

だから、このフルタイム、長時間労働を、長時間労働と言ったらおかしくなりますけれども、当たり前職員の労働にすべきじゃないかなと私思うんですよ。職員の人にね。それで、松

島で活躍していただきたい。そういうことで、ちょっと聞いてみたんですけども、どうお考えになりますかね。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 最初に訂正をさせていただきたいと思います。先ほど金額の話で、申しわけございません。多分私お話しした金額は前の金額だったかなと思います。27年度が5級であった者、課長等でありますと21万円、それから4級等で19万5,000円ということであります。ここから実際大体15、6万円ぐらいになりますかね。そういう感じであります。

あと、それから質問の今まで実務経験三十数年間退職される方あります。そういう方で、復興事業をやっている中で、再任用にというお話かと思えます。定数管理は我々も一緒に動いていくことであります。ただ、そのことについて、退職される方には、いろんな形でお話をしています。復興、今こういう状態ですので、お手伝いいただけないかということがあります。

ただ、いろいろお話をしていく中で、再任用は毎年、毎年、1年更新になります。そして、我々の年齢でいきますと、2年間になります。年金が出るまでであります。そういうこともあって、別なことを考えるか、その辺あります。当事者といろいろお話をしております。再任用する段階で。いろんな考え方を聞いた上で、今回対応しております。

ただ、町としてはやっぱり定数管理のこともありますし、それから派遣のところでフルタイムもありますが、ここはきちっと定数管理をし、派遣でいただいているのは技術系であります。どっちかという。そういう方で今回も技術系おりますので、いろいろお話はさせていただいて、町としては定数管理のことがあるので、短時間ですよというお話をさせていただいております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 技術系云々は、今来ている人たちは確かにそうかもしれません。しかし、その部分の別な部分も非常に今までの本当に経験をもっと、新しい職員さんには実務的に覚えるのは、2、3年最低でそのぐらいかかると思うんですよ。そういう中で職員の皆さん、今足りないということで、臨時職員もどんどんふえているわけでしょう。だったら、そのような今までの指導的立場の人が、教えていただくと、それが非常に大切ではないかなと私は思うんですよ。

そういう中で、2年間だと、今言われるように、一応契約は65歳までであると。しかし、今言われるように、2年間だと。2年間働いて、さらにこれから今までの生活守るために10何万

円ではたかだか、非常に厳しい状況になるのではないかなと思うんですね。そういうことを含めて、やはりこの辺のフルタイム制、もっとベテランの知識をもっともっと役立てていただきたい。今民間の企業なんかどんどんやっているじゃないですか。私臨時職員、毎回毎回議会の中で、だったら正職員にきなさいよというような議会からの提案いっぱいあるじゃないですか。そういうことも含めながら、こういう人たちの再任用ももっともっと進めるべきではないかなと。皆さんのことですよ、職員の皆さんのこと。いずれはそうなるんですから。

そういうことで、私はこの辺をもっと、皆さんも検討していただきたいなと思うんですよ。松島はほかみたいに、行く場所あればいいですよ。仙台とか、県庁とか、いっぱいありますから。松島は残念ながらないんですよ。皆さんの経験を生かす職場がないんです。ですから、その辺をちょっと考えてほしいなということなんですけれども、町長にはこういうこと言うと、まだなっただけでどうお考えになりますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 再任用制度というのはあって、内容については今総務課長から説明されたとおりでありまして、また来年退職の予定されている4名の方の再任用について、正直まだ本人といろいろ話はまだしていませんので、経過だけは大体こんな感じになるのではないかというのは、前任者からちょっと聞いていますけれども、それらを聞いたのはまだ近々の話でありまして。

ただ、松島町がことしから来年にかけて大幅な方、課長さんクラスが定年されると、迎えるということでもありますから、職員が少し更新されていくんだろうというふうに。そのときに、うまく事務方が引き継ぎがきちっとできるように、そういった体制をとらなくちゃならない。そういうのではきちっと思っています。

ですから、私個人的には、できれば再任用というシステムの中になるかと思いますが、職員のアドバイス、今までは引っ張ってくる側、今度はアドバイスする側、育てる側、今までは育てる側と引っ張る側と一緒にだったんでしょうけれども、側面からそういったこともしていただければなと思いつつ、今感じて聞いておりました。以上であります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 前向きに今町長が考えていただいているというようなことであります。本当にあと3年で今の課長さんたち定年、どんどんいなくなるんですね。私総括の中でも今後の人事管理、大切じゃないかなと言ったと思うんです、3月に。そういうことから見て、こういう制度があるということ、2年ではちょっと短いと思うんです。そういうことを含

めながら、条例にそうすると次の人、次の人がどんどん定年退職になってきますから、そういうことも含めながら、非常に難しい人事管理のこともありますから、そういうことで前向きに皆さんの力を役立ててほしいなという思いの中で、質問したんですけれどもね。よろしく検討してください。お願いします。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第97号職員の再任用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第98号 松島町議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第98号松島町議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第98号松島町議会議員その他非常勤職員の

公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第99号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第99号松島町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

町税条例の改正とこういうことで、1つは、最初に先ほどのナンバー法との関係で、今回の町税条例の中でもその運用を図るということもありましたので、そのことについてはやっぱり活用しなくてもよかったのではないかと。しなければ、実務ができなかったのかどうかというところを1つお聞きをしておきたいと思います。

それから、もう一つ、今回の改正では納税者本人の申請で徴収の猶予ができると、こういうふうに変ったということだと思います。かつ、それから換価の猶予、これについても申請によってできると、こういうことになったということになるわけですが、本町でも申請ではなくて、町税サイドからこういった分納等の猶予やあるいは換価というようなことをやられてきたと思うんでありますが、今回改めて町税条例の改正がされることによって、これまでの町税のあり方が変わるのかどうか。どんなふうになるのか。その辺もし具体的なものがあれば、お教えをいただきたいと思います。まずその最初2点お願いをしたい。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず、第1点目の番号法の問題でございますが、準則が来ましてうちらほうとしても番号を書かせると、確認作業が出ます。納税者の人も書く負担が出るということで、そもそも書かなくても、この届出書だけであれば、何ら影響はないんじゃないかということで、県を経由して国のほうには質問しました。それで、松島町だけが質問しているのではなくて、多くの自治体が多分質問していることもありまして、国の機関のほうから回答が来たのが、ちょっと読ませていただきますと、番号制度は複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることの確認を行うための基礎であり、社会保障税制度の効率化、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤であるという趣旨を踏まえると、法律上に定められた事務、機関の中で個人番号の利用に異なる取り扱いがあった場合、これらの趣旨を達成できなくなるおそれがあるため、個人番号を付

してくださいよというのが、国の回答でございます。

ただ、この回答を踏まえたと、やはり最終的には番号制度というのは、先ほどの今野議員さんの反対討論でもあったとおり、どちらかという一番の目的は国の効率化なんです。そして、それをやった上で、個人のほうに還元しましょうよというのが税制の考え方だと思っています。

ですので、その趣旨を踏まえると、松島町だけがその趣旨に反して番号を振らないよということとはちょっと、租税法律主義の立場から言っても好ましくないということで、このような形で条例を提出させていただきました。

それから、2点目の猶予制度ですけれども、申請で認められるようになったのが換価の猶予でございます。それで、今までと変わるのかという話でございますが、基本的には変わりません。というのは、松島町も提案理由で申し上げましたけれども、今までこれらの制度を使いながらやってきていますし、それで現実的に運用うまくいっているものでありますので、それを条例化をしたというだけで、その運用に関して何ら取り扱いを変える必要性は今感じてございません。以上です。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。要するにこれまでの税の取り扱いと変わらないと。これまでやってきたことを条例上追認すると、こういうことだということの回答だったと思います。

そこで、ちょっと条例の各部分について、お伺いをしたいと思うんですが、条例の第9条の1項の（6）ですかね、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、という云々という条文があるのでありますが、この100万円もないといったような場合、実際にはどういう対応になってくるんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） この部分に関しては、いわゆる担保というところと該当しまして、滞納金額が100万円以上あった場合は、原則的には担保をとりますよという規定なんです。それで、今までは税法で50万円ということだったんですけれども、地方税法改正されて、条例で決めなさいよと。それで、国のほうにおいても、ちょっと国税通則法か徴収法かどちらか忘れたんですけれども、そちらのほうで50万円が100万円に上がったということで、国が100万円にしたものですから、それに合わせて松島町も100万円というふうに直したものでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっと言い方悪かったので、そうなんですよね。それで、やっぱり100万円を超える滞納はあるんだけど、100万円を担保するだけの資財というか、そういうものがないときの対応はどうなるのかということをお教えください。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） これに関しましても、必ず担保をとるかということなんですけれども、その人の状況に応じてやっています。というのは、余り担保価値のない不動産をもらっても意味がないところもありますし、逆に納税者の状況によって、ちょっと担保をとったほうがいい方も、履行するだろうという方もいますので、その人に関しては何らかの担保を出していただくという方針でやってございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、100万円の担保に相当するものがないという場合でも、そういう猶予というのはあり得るんだということですよね。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 基本的に担保なくても、あと先ほど言い忘れましたがけれども、状況によっては、逆に担保に抵当権を付したりすると、経営状況にも影響を及ぼす場合もあります。そういう場合は、事情を考慮して担保をとらないということもございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それは、課長の胸先三寸ということになるんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 回答はそのとおりだということになっちゃうんですけども、基本的に納税交渉ずっとやってきていますので、その中で納税担当者が、この方はこういう措置がいいですよと、この方はこうです、こうしたほうがいいんじゃないですかと、そういうことを内部で打ち合わせしながら決めていっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 非常に丁寧な町税事務をしていただいているのかなというふうに思いました。結局分納する、あるいは換価するといったときに、この人にとってはどっちが有利なのというケースも多分出てくるのかなという気がするんですが、そういうときはあんたはこっちのほうが得なんでないのという、そういう相談もするんですか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 納税交渉というのは、分納額を決めるだけが納税交渉ではございません。まずは、滞納者の滞納理由がどうなのかと、生活状況がどうなのかと、そういうものを聞いていきます。その中で、制度としてこれを使ったほうが良いと判断した方には、その制度を使わせていますし、逆に余りにも生活状況がひどいという方に関しては、生活保護の申請をしたらいいんじゃないですかとか、そういうふうなこともやっていますので、答えとしてはケースバイケースで対応しております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 条例の改正のいただいた議案の最初のところに、地方自治法じゃない、地方税法の第15条の第1項または2項という規定でもってやるということで、それ見てみると、納税義務者の条件ですよ、これを受けられる条件が記されているわけですよ。震災、風水害、火災、または盗難、あるいは病気や負傷したとき、事業廃止、休止したときと云々、こういうふうな条件が整理されているわけですが、これだけにとどまらない状況というものもあるのかなというふうに思うんですが、その辺もそうすると今までお話しいただいた内容で非常に幅広く相談に乗って対応すると、こういう解釈でよろしいのかどうか。お聞きをしておきます。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 地方税法には、ちょっと類似案件といいますか、それを認めているような規定がほぼありますので、類似案件というのは多分これこれこうですよということで、図書には書いてありますけれども、ただ生活困窮というものに対してその類似案件としてはこういう条文があるんじゃない、こういう解釈できるんじゃないのかということ判断しながらやっていますので、勝手にやっているんじゃなくて、法律には一応該当させてやっています。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があります。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第99号松島町町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、100号に入るわけではありますが、若干早いのですが、ここで昼食休憩に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

---

日程第6 議案第100号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第100号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があります。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第100号松島町国民健康保険税条例の一部改については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7 議案第101号 松島町手数料条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第101号松島町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第101号松島町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8 議案第102号 指定管理者の指定について【帰命院避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第102号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしとの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第102号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9 議案第103号 指定管理者の指定について【手樽防災センター】

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第103号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしとの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしとの声があります。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第103号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第104号 工事請負契約の締結について【漁業集落防災機能強化  
工事（早川地区）】

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第104号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

ちょっと質問をさせていただきます。前議会、臨時議会でもありましたけれども、落札されて、ほかが辞退ということで、先般にはほかの議員さんからも談合の話の声もかかったりしております。私もここ何件かの入札結果の中で競合があった場合は、70%から80%台で落札しているのが、ここへ来て1者落札で、99%以上というちょっと不思議な現象が起きているなというふうに思っております。これを我々素人が判断すべき材料に欠けるので、たしか入札監視委員会というのがありますが、このようなところでこういう問題を問いつたときに、お答えがいただけるものかどうか、ちょっとお知らせいただければなと思います。

○議長（片山正弘君） 財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） 基本的に入札監視委員会におきましては、個別の人からの落札率がどうだこうだということに対する回答は、しておりません。以上です。

○議長（片山正弘君） 6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） そうしますと、その率や何かじゃなくて、具体的にはどういう作業になるのか、その辺も一度教えておいてください。

○議長（片山正弘君） 財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 入札監視委員会のほうは、年に2回やっています。そして、対象案件は、たしか百数十件から大体20から30件を抽出するというようになっております。それで、各回ごとにある程度テーマが絞られまして、昔ですと低入、その問題が結構多かったんですけども、去年あたりからこのような条件つき一般競争入札で、1者になった理由とか、その辺の審議がなされてございます。

ただ、審議の結果においては指摘されるようなことではありませんでしたし、あと総括的に私が答弁を求められたときも、今の時代はどちらかというと完全に需要のほうが生産を上回っていると、それからあとどうしても企業ですので、企業の優位性を判断しながら、応札しているのではないかと。そういうもろもろのことを答弁して、そのときは入札監視委員会ではわかったという感じで、一応了承はしてもらってございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 入札委員会の役割についてはわかりました。しかし、このような結果が1件だけじゃなくて、何件か見受けられるようになっていきますので、体制も変わられたということもあるので、正直議会としても、議長、この辺我々が勉強するような専門家を呼んでの公聴会か何か、そういう段取りつけてもらうような方向をお願いしたいと思うんですけども。こういうふうに提案だけ出されて、99.9というのが不思議でならないんですよ。端数を切っただけですからね、大体が。こういうところを専門家にちょっと我々議員としても、きちっと勉強しておく必要があるなど。

私、個人的に建設会社、同級生なんかも結構ゼネコンにもおったんですけども、今やめてどこに住んでいるかもわからないので、ちょっと聞くすべがないので、同級会にも行っていませんので、この辺これからも続いていくこういう入札について、きちっと専門家などからぜひ議長のほうでお取り計らいを、勉強会でも何でもいいんですが、参考人招致でもいいんですけども、そういうことで一度お願いしておきたいと思います。この件に関しては、以上です。

○議長（片山正弘君） ただいま小幡議員より入札制度についての勉強会ということですが、後日これは検討して報告したいと思います。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があります。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第104号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第105号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第105号平成27年度松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 2款1項18目自家発電機装置設置事業についてなんですが、これをちょっと見てみますと、設置場所が第一小学校の自家発電機の設置場所なんですが、ここで本当に大丈夫かというふうな疑問がありまして、答えてもらいたいんですが、ここちょっと低くなっている場所ですので、本当に災害という場合ですと、万が一というふうなことを考えなくちゃいけないと思います。ここ津波等、水等の浸水、あとはのり面というふうな形の崖崩れとかというふうなことで、万一使えない場合が発生するのではないかという心配がありますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） こちらの設置箇所でございますけれども、図面の隣のほうにキュービクルということがございますけれども、こちらの小学校のほうに昨年度太陽光の発電装置を設置いたしまして、そのキュービクルのほうがこちらのほうに設置されておまして、こちらのほうもおっしゃったとおり、低い位置にあるということでございますけれども、設置する際にはもう直にそのまま設置するのではなくて、底を上げて高い位置に設置するというような施工内容となっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 3番櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 大体何メートルぐらいの高さになっているんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 図面、同じページの次の資料の右端のほうに図面しております。

（「見えない」の声あり）見えないですか、済みません。基礎高としては大体40センチですね。表示的にはミリ単位ですけれども、40センチぐらいの基礎高でキュービクルの隣に設置するという形になります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） やっぱり高いところがあるんですので、高い位置に何でも置くというふうなのが基本なのじゃないかなと私は思っております。こちらのほうの体育館、プールの脇ですとかそちらのほうは高く確実になっていますので、本当に万が一のための発電機というふうなことだと私は思っております。

ですから、幾らでもそういうふうなことはないように、万が一がないようにというふうな形で、こういうものは設置するべきだと思いますが、そこら辺の考え方をお知らせください。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） おっしゃったとおり、いろんな高い位置の今回備蓄倉庫等も建てますけれども、そちらの近辺も検討いたしましたけれども、なかなか設置箇所が利用できる場所がないというのが現状でして、学校の校長先生とも協議した結果、こちらのほうの位置ということで、設置を決定したということになっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 3番櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ここはあと崖崩れのおそれというのも発生するかもしれませんが、そちらのほうの対処というのはどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） のり面のところに設置するという形になっています。そのところは施工的な話でありますので、そういうことがおきないように法的な施工を、当然一緒に、状況を見なくちゃいけませんけれども、そういうような対応をしていくという形になります。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 本当に万が一がないように、ある程度その防御策とかそういうふうなことを徹底的にやっていただきたいなと思います。

それで、そういうふうなおそれがある場合でしたら、ちょっと見直しというふうなものもぜひ考えていっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、8款2項3目、町道、そのところですが、工事をを行うのですけれども、

工事が行われない住宅地のところがあると思うんですが、こちらのほうのうちの浸水というふうなのはいいんでしょうか。そこら辺の補償ということは、後で補償ということにならないんでしょうか。そこら辺をお聞かせ願いたいのですが。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 内町線のところだと思うんですけども、基本的には今うちのほうでも道路の分は一応終わってしまっていて、かさ上げといいますか、あわせて拡充という中で、そこにあわせてすりつけを、低い分についてすりつけを行うという形ですので、今現在高潮になっても上がっておりませんので、大丈夫だというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島パーキングの向かいあたりですね、ここら辺のほうのは高くなっているということでよろしいんでしょうか。そちらのほうの浸水するというふうなことはないということで、よろしいんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 右側になりますよね、こけしやさんとかという話ですかね。こちらは一応すりつけ終わってしまっていて、この部分につきましては支障がないという形で進んでおります。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

じゃあ、私も同じように事項別明細書のほうから見させていただきまして、7ページです。事項別明細書の。4款1項2目、5目と2つにわたってまずお伺いします。いずれも備考欄に説明記載のとおりなんですけど、脳健診の補助金、これの算出根拠、それからその下の段にあります水道事業所さんから出ています合併処理浄化槽設置整備事業補助金のこれも同様に算出根拠をお知らせいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 本間課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 予防費の脳健診につきましては、当初今年度40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳となるものを対象として行っております。当初予算におきまして、近隣市町の今までのパーセントを参考にいたしまして、受診者を40名程度と予算を組ませていただきましたが、今回申し込みをとりましたら、今現在で160名の

方の申し込みをいただきました。予想よりも多いお申し込みをいただきましたので、今回今時点での申し込み人数分の補正をさせていただいたところです。

算出根拠につきましては、1人1万円の助成をしておりますので、その分の金額となります。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 合併処理浄化槽でございますが、当初10基分を見込んでおりました。この10基を見込んでおったわけでございますが、復旧・復興絡みで建てかえをする人がふえたということで、新たに5基を見込んでおります。単価といたしましては、1件当たり41万4,000円掛ける5ということで今207万円ということになってございます。現在、申し込みが14基まで来ております。年度内完了ということなので、あと1基分の余裕を見ているということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。最初にご答弁いただきました予防費、当初40名ということで近隣町村、町の状況を把握されて、我が町もそれ相当だろうというくらいの見方でという理解でいいんですかね。まずもって、そのところ再確認したいと思います。

○議長（片山正弘君） 本間課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） そのとおりでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 次に、環境衛生のほうの部分で、これまた今現在で14基の申込件数、ですからあと1件相当がプラスという形での理解でいいんですかね。15件ですか、合わせて。それで、今現在の当初予算で組んだものの差額分で207万円を計上するという理解でいいんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） そのとおりでございまして、実際14件というのは、9件は確実にやっていると。そして、残りの5件については相談に来られまして、今年中にやるという形で来ていましたので、そういう形で予算化をしているということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） いま一度なんですけれども、浄化槽設置、今の時期ですよ、9月です。9月から10月、議決を受けてすぐ対応していくというパターンになってくると、来年3月までですと、もう2、3件ふえてもという感じもしないではないんですけれども、その辺は大丈夫ですか。そういう予備的なところはあるんですかね。あるいは、今手を挙げていましたけれ

ども、来年にちょっとうちの増改築等の関係で延ばしてほしいとか、そういった話というのはないんですかね。その辺はないんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 合併浄化槽は設計屋さんとかいろいろ、コンサルさんとか事前に来ますので、大体うちのほうでわかります。あといつごろ建てたいんですよという話を聞いていまして、その分ちょっと見ていたと。実質相談に来ているのは、14、全体で終わった方含めて14名なんですけど、1名分がまだ余裕があるということで、その1名は多分12月ごろにやれば、3カ月くらいあればハウスメーカーさんができる可能性があるんで、そういう形で見込んでいるということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

それでは、次にページをめくってもらって、9ページです。まず、8款2項3目道路新設改良費の部分です。15節と22節に計上されたいわゆる附帯工事と補償工事的な、その分についてお尋ねしますが、今現在ここの本線部分の道路は整備終わっていると、それに伴ってよいよ現場がはっきり見えた時点であるから、出入り等の関係とかそういったもろもろを合わせた附帯工事、すりつけ合わせ等を踏まえてやらなければいけないと判断されたと思うんですけども、これ以後というのは仕事発注する前、横断とったりいろいろして、横断、縦断含めてですけども、あらかじめ現地踏査を含めて設計かけて発注なさるんでしょから、一緒の発注というのはできるものでしょうか。その辺再確認で教えてほしいんですが。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 議員おっしゃるのはごもっともでして、最初から見たら良かったべっちゃという話だと思うんですけども、そのとおりでなんですけれども、なかなかそういかなかったの、一応最後の仕上げとしてこれくらいの補修が必要になってきたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 要は、工事に協力願った近隣というか、沿線のお住まいの皆様に対しての配慮として、そういったことで苦情もし出られるとしたら、ちょっとした配慮で、あるいは工事説明会とか何とか当然やられて、仕事かかっているんでしょから、その辺の配慮ができたらなという思いであえて質問させていただきました。今後こういったことも踏まえて、念頭に置きながら仕事をなさるとありがたいかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひし

たい。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきます。

それじゃあ、耐震性貯水槽整備事業ということで、説明は受けまして、磯崎のあそこに1日3リッター供給できて、4,000人分の水確保できますよというようなことの説明を受けました。この40トンの貯水槽、これは常にどのぐらい、満杯になっている状況なんですかね。今度の新しいタンクというのは。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 貯水槽容量40立米ですね。こちらは満杯の状態を保つということになっております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 万万が一のことにあって、備えるということでもありますね。そういうことで、これは水というのはどこにも貯水槽ありますけれども、特に飲料水をそういう目途するものは、水交換しなければいけないのではないかなと思うんですけれども、そういうところの対応というのはどういうふうになっていますか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 今回施工するタンクなんですけれども、メーカーの表示では10年間経過を見まして、検査した結果、飲料には問題ないという結果が出ております。ただ、この10年という経過年数、これもどうかなというところもございますので、実際くみ上げる際には、フィルター付きのポンプでくみ上げるときに、その旨雑菌というわけでもないですけれども、ごみなんかはそこでろ過されるということになりますので、あと10年から5年をめぐりに、中の水は定期的に交換するのがベストかなということで考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうだと思うんですね。やっぱり10年間メーカーが幾ら補償しますよと、大丈夫ですよといっても、その辺の定期的検査は必要かなと思うんですね。万が一いろんな不測の事態でちょっと中に浮遊物が入ったとか、それを飲んで仮に腹壊したと、こうなれば大事でございますね。

それで、震災時そのときになったら、何百人も1回で飲むわけですから、そうなったら大変なことになるということでもありますので、こまめにというのはなかなか難しいけれども、3

年、5年という単位で、これは検査すべきだと思っております。

それから、この水、飲料水だけの対応に考えているんですか。もし、万が一火事があったと、ちょっと大きな火事だったと。消火栓もちろんあります。そういうことで、どうしてもそれだけでも追いつかない部分があるかと、そういうときはこの水はそういうときの対応というのは考えていないんですかね。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 今回耐震性貯水槽、町内6カ所に設置しますけれども、その周辺環境は消防設備等は充実はされておるんですけれども、火災が起きた際に人命第一ですので、その際にはもうやむなく使わなくちゃいけないという状況になれば、こちらを使うという方向では考えておりました。原則、それは使わないという方向ではありますけれども。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それから、西行戻しの松道路維持事業、今度9ページですね。あそこの舗装、西行戻しの松線舗装工事ですね。このA3判のオレンジの部分が今度工事入ると、そういうことで下の霞ヶ浦からの人のところをずっと手前までですね。白衣観音のあそこまではやるということがあります。

大分立派になりまして、今度の現地調査もここに行くということですが、今度新しくパノラマハウスがほとんどできています。ということで、あそこまでいく道路、ほとんどあそこは車道を考えていないなど、車が極力乗り入れてはだめですよというようなつくり方しているのかなと、一般の方。ということで、あそこに訪れる方は、手前の大きい駐車場のところに車をとめて、あと歩いていただければと。車で行かれる方はこのオレンジの部分、そこまでいく。それで、ところが車6台なんですね。駐車場が。そういうことになりますと、ちょっとスペースが今までよりはかなり狭くなると。このパノラマハウスに行かれる方、お休みいただく方、ちょっとこれ下からしか入れない。大きい駐車場の下のほうからしか今のところできていないような状況なんですね。今全部入り口ふさがれているんですよ。このオレンジ色の部分は全部、公園のほうには入れないようになっているんです。

そういうことになりますと、せっかくコーヒー飲みたい、そういうことでも雨降った日とか、そういうことで満杯だったと。じゃあ向こうまで歩いて行かなければいけないのかと、手前から歩いて。そういうことになって、この細い道路、オレンジの下から上がってくる道路か

らずっとパノラマハウスまでの道路あるでしょう。これの入り口が非常に入りにくい。行ってみてください。あそこから行って、仮に納入業者、あそこちょっと2トン車、4トン車が保冷库とか何か積んだやつ、この道路は通れません。この道路曲がれないと思います。下から上がってきて、パノラマハウスまで行く、あれはちょっと難しいと思いますよ。

こういうつくりをなぜこういうふうにしたのかなど、こういうふうな思いで今質問しているんですけども、実際こっちのほうに車が入ってダメなんですか。あくまでも観光客の皆さんはオレンジ色、今度修復するところでとめてください、そういうことの方でなんですかね。私言っていることわかりますか、ちょっとややこしく言ったので。わかりますか、課長。

オレンジ色の右側に、らせん状にずっと黒く真ん中にセンターラインされた道路あるでしょう。すじ線で。そこら辺が恐らくパノラマハウスに行かれる納入の人たちの道路だと思うんです。ところが、ここに、この道路がオレンジから入れないんですよ。全部進入禁止になっているんです。ということは、大きな駐車場の下からしか上がってこられない。そうすると、ぐるっと急カーブで、仮に大きい車の保冷車や何かはここでは曲がれないんですよ。ちゃんと検証してみればわかるんですけども、建設課長、どういうふうにあの道路を見ましたか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に計画があって、公表させていただいて整備をしてきたという中で、駐車場とかちょっと少ないんじゃないかというご指摘がありましたので、入れるよというということで、今現在は柵でとめていますので、その辺は検討する余地がありますので、今のご指摘に基づいて、少し時間をいただいて検討したいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひ検討していただきたいんですよ。それはね。本当に柵から、下から上がってくる、私言っていることわかりますかね。別な道路、下から、芝生のところ。下の道路というのは芝生ですよ。上がってくる。そこから上がってくる道路を今度パノラマに行く、その道路が急カーブ過ぎるんです。車は入れないんです。その辺今度実地検証しますから、議員の皆さんにも見ていただきますが、あの辺は十分に考えていただきたい。どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 現場も見るようですので、現場で少し話し合いしながら検討したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、皆さんがこれはだめじゃないかと、そういうふうになればぜひご検討いただきたい。

それから、今車どめされているところ、一部分ぐらいはあけていただきたい。ぐるぐると回れるようにね。それは物すごく混む日とか、ゴールデンウィークとかそういうふうになったときは通行上危ないということがありますので、その辺の臨機応変な対応を望みたいと思いますけれども、その辺どうお考えでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ご指摘のとおり、検討させていただきます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ぜひ現地で言いますから。

それから、今お二人の方が町道内町線のことについて質問ありました。実際見てきました。どうなっているのかなど。ちょいちょいたびたび通るんだけど。この中で、問題なのが物件などの補償費というのがあるんですね。この中で、①から⑤、これは駐車場をお持ちになっている人の所有地です。そこに補償するという事なんですね。普通こういうところは、この町道の内町線の附帯工事でございますから、当然町がやらなきゃないと。どういうことで補償費というのを出すんですか。これを教えてください。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には町が全て工事を行うといった部分が1つはございます。

それが一応工事補償といった部分と、財産的には1つは個人の財産ということがありまして、それに手をつけるといった部分がございまして、話し合いした結果、自分で発注したいということがありますので、その分は補償費として通常ですとうちにかかった場合は、うち方から補償費としてお上げして、それを本人がうち建てたいとか、買いたいとかいろんなことするという補償費をやるといった中では、仕分けをして町が工事をやってくださいといった部分は町がやるということと、本人がやりたいといった部分については、工事費に見合った分の補償を上げるといった形で今回整理させていただいたということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、今回はこの補償費が750万円ですね。この金額というのは、町が見積もりをとった、町でやればこのぐらいの金額で済むと、そういう金額でよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そのとおりでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、もちろんオーバーになった部分はどうなんですか。個人の方がこの範囲から以内でやればいいんですけども、もしオーバーになってしまったと、この個人が。こういう場合の補償というのはおかしいんですけども、こういう対応は自分で対応するということになるんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町で補償する場合については、打ち切り補償ですので、補償契約結んだ段階でそれ以上出ないという形になりますので、それ以内でやっていただくと。それ以上かかる分については、手出しをしていただいてやるといったことになるかと思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういったこういう物件補償なんていうのは、こんなこというと本当にわからなくて質問するんですよ。たまたまあるんですか、こういうことは。物件補償というのは。個人さんにお金出して、こっちからやってください、この金でということがあるんでしょうか。何でここまでなったんですか。何で松島町ができないんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまで工事が繰越になって、事故繰になってということで、いろいろあったんですね。事情。これまでちょっとお話しできない部分ありますけれども、いろんな関係がございまして、町との信頼関係がちょっと失われた部分がありまして、自分で工事をしてきちっと自分で責任を持ってやりたいと。町の工事に対してはちょっと疑問がありますよといった部分のお話がありましたので、こういった形でどうですかと、ご提案させていただいて、なかなかスタートの段階でも説明会でも色川議員さんも一応説明会に来たときも、なかなか賛成者ではなかったのが、トラブルあるのかなと思いながらもちょっとずっと施工したわけですけども、こういった話し合いで大体決着がつくといった部分がございましたので、これで最後にしたいというふうに考えています。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 本当に個人的には困ったなと。ここの物件ばかりでないんですね。非常にいろんな道路の問題関連して、非常に困った問題が職員の皆さんも、非常に困ったな、これからの対応含めてね。何と言ってもいいかちょっと残念でなりません。ということで、や

ってあと何だかんだ文句でないような対応をしていただきたい。

それから、ちょっとこれ教えていただきたいんですけども、松島パーキングからこけしやさんまで行くクランクありますね、L字。個人名を挙げますとなんですけども、大宮司庄八さん宅があります。そこのところの角です、赤いところ。それが隅切りのところが、切られているんですね。支柱があって角、L字の角、コンクリートブロックの角が切られて、水が流れるように左右どっちからも、なっているわけなんですけれども、あれは水たまったらどっちからも逃がすと、駐車場から水あふれたら、こっちの町道側に流す、町道からもパーキングのほうに流れると、このようなことであそこのコンクリートブロックを少しあけているんでしょうか。私言っていることわかりますかね。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的には内側でますつくっていただいて、補償するというふうのうちらほうでは考えているんですけども、実際にあそこ打ち直ししたときに、今現在10センチぐらいあいているという状態ですので、ちょっと閉じるかどうかはご本人に確認しないとわからないという状況です。まずはつくっていただいて、うちらは暗渠で全部反対側に水いくようにはしましたので、あとご本人次第という形になろうかと思っておりますけれども。うちらほう片勾配ですので、あそこを流れてきても、基本的には道路流れると。あるいは、まず中に入れるような形で、ますを設置しましたのでそこに内水の駐車場の水は流してくださいと、という意味合いをお伝えはしております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 松島町の工事に不審を持っている方、それだったら自分でこんなこと言うであれなんですけれども、自分で処理しなきゃない、自分の土地の部分は。そこの角のところの切り込み、あいていて、雨降った部分が町道側に流れてくる可能性が大なんですよ。ますはありますよ、ますは。内側に。駐車場側にはますがあります。しかし、あそこの切り込み、間あいていれば、当然その水の水量によって町道側に流れてくるのは当たり前じゃないですかね。それは閉めるべきだと思うんです。どうなんでしょう。その辺。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 個人の財産で水は高いところから低いところに流れますので、なかなかちょっとそれが通じるかどうか、ちょっとお話ししてみないとわからないということもあるのかと思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように勝手なんですよ。松島町を信用していない。そういうところで、自分のところはいいと。だったら町のほうに流すと。これはおかしいんじゃないですか。と私は思いますので、もし何だったらもう1回、あそこを閉めていただけませんかというようなことをやると、またトラブルですかね。そういうことがあるので、その辺は私はちょっとあれは腑に落ちないと思います。

それから、今度は町側のこうれんせいべい屋さん、あの辺ですね。それで、側溝このぐらいのが入っています。それで、家側がこうれんせんべいさんの向かい、この9番、そこは蜂谷さんというお宅なんですけれども、その隣、もとの坂本教育長さんのお宅、ここになっていないんですね。あそこを見ますと、中途半端なんですよ、まだ仕事。がたがたとなっているんですね。そういう予算は入っていないんでしょうか。あそこの教育長さんのところ。あれは個人でやると思ったら、やっぱりできないということに言われると思いますよ。どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回の補正の予算とあわせまして、今持っている予算の中で全部きれいに対応したいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そのように、この予算の中で住民の皆さんにクレーム出ないような、待って、待って待ったんですから。もう職員の苦労もわかるんです。何回も入札流れて。本当におしかりを受けて、ようやくここまで来た。さらにおしかり受けないように、住民の皆さんがよかったと言われるような工事をやっていただきたいと思って、この質問を終わります。

それから、この漁港整備災害復旧事業ということで、今回の事業はノリの養殖が海中作業が終わった。それで、濁りが出たということで、漁場を、カキ棚をちょっときれいなところに移すんですよと、こういう予算化であります。これが、今までの移動する前の漁場がもどおりになったと、こうなった場合はもう1回これをもとの漁場に移すと、その経費も含まれている予算なんですか、これは。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今回の経費は、1回だけということで、移動していただくという経費です。通常ですと、2年に1回は竹を取りかえていくようですので、それは通常の中でやってくださいということで考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、これは移動して2年間そういうことだと。新しく今度その漁場が戻れば、それはご自分でやってくださいということの認識でいいんですか。はい、わかりました。そういうことであります。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっと確認したいんですが、今西行戻しの松公園の舗装と、何か下のほうの道路の問題でやりとりがあったんですけども、今回のこの舗装と道路の関係は、かかわるんですか。かかわってくるのであれば、今後検討するみたいな答弁をしていたんですけども、今議決しなきゃいけないのかかわるものなのか、かかわらないものなのか、はっきりしてもらいたい。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 色川議員さんおっしゃったのは、計画に少し考える余地があるんじゃないかという中では検討してほしいということですので、それはそれで検討して、必要があれば予算足らなければもう1回補正してなりやっっていかなければならないという部分があるかと思えますけれども、今回は維持補修の中で1からですので、全体の計画の中にはちょっと及びませんので、ただ関連してご指摘がございましたので、それを検討して今後使いやすく、観光客なり町民が使いやすい方向で検討しなければならないという範囲でございます。（「了解」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があります。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第105号平成27年度松島町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決せられました。

日程第12 議案第106号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) について

○議長(片山正弘君) 日程第12、議案第106号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山正弘君) 質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山正弘君) なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第106号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) については、原案のとおり決せられました。

---

日程第13 議案第107号 平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) について

○議長(片山正弘君) 日程第13、議案第107号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山正弘君) 質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山正弘君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(片山正弘君) 起立全員です。よって、議案第107号平成27年度松島町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決せられました。

---

---

日程第14 議案第108号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第108号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、第108号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決せられました。

---

---

日程第15 議案第109号 平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第109号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第109号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決せられました。

---

---

日程第16 議案第110号 平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第110号平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第110号平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決せられました。

---

---

日程第17 議案第111号 平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第111号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

1点ちょっとわかりかねましたので、教えていただきたいんですが、資料、この主要な事業説明資料の部分ですけれども、私が聞き漏らしたのかもしれませんが、27年度施工分のヒューム管250ミリ、平面図と断面図で併用して見ますと、かなり深いところにA-A断

面ですと5メートル20、B-B断面ですと7メートル30というような深さで施工を予定されているということですが、これは小口径管の推進工法なんかを使ってという描きですかね。縦坑-縦坑がマンホール位置におさまりをつけて、整理をするという考え方なんですか。ちょっとまずそこを教えてください。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） これにつきましては、推進工法で250ミリのヒューム管ということで、推進工法でやることで設計されているものでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、1回にというか、延長がそれぞれ2つの工区くらいに分けているんですかね。全体施工については653メートルですが、A-A断面側は236メートル、B-B断面側は252メートル、あいた破線で書いてありますけれども、その部分は除いてということですが、これは1回に押す延長というんですかね、いわゆる縦坑管の将来マンホールをそこに置きかえての部分で描かれているんだと思いますけれども、その区間というのはどれくらい見ているんですか。

要するに、道路幅員がなく、海側の部分のほうで押していくという形で描かれていて、それが断面的には単純に小口径管の推進の描きをされてはいるものの、これの具体的な工期的なことと、二重丸というのかな、単純にヒューム管を押し込んでいくんじゃなくて、何かガイド管としてさや管を押しおきながら、中にヒューム管250とかそういったものをおさめる考え方なんですかね。ここの地盤がよく見えなくて、どれくらいの工期とか描きをなさってこういう工事施工を描いているのかなというところをちょっと知りたかったんですけれども。

要するに、冬場にかかっていって、幅員のないところで雪なんかかかればこれは不可抗力的に推進工法の縦坑の穴の大きさもおのずと深さがありますから、それ相応の大きさになってくるんだろうと思いますけれども、要らざる心配かもしれませんが、地山の弱いところでの施工になってしまうんじゃないかなと思うので、あえて確認の意味で聞かせてもらっているんですけれども。どうですかね。その辺。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） この推進工法につきましては、確かに地盤が弱いところでもありますので、泥濃式の推進というものが工法の中にありまして、そういう推進工法を使いまして、縦坑管で推進していくということで考えております。

工期的には、約半年ほどで今のところ見込んでいますところでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） それで、A-A断面もB-B断面も同時進行で、同時期に発注し、同時期に仕事を進められるという考え方なんですか。片方終わったら片方という形ではないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 発注は同時にしますけれども、その場所の施工については、同時にやるかどうかちょっと発注時のとき、その辺は考えて別々にやるのがいいかどうかということも出てくるかと思しますので、その辺は検討しながらやっていきたいと考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（片山正弘君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 関連しますけれども、今中條班長は半年ぐらいを目安にするということになれば、10月早速これが議決されれば、10月からだったら3月まで終わるよと、こういうふうに単純に思うわけですね。3月、4月になりますとゴールデンウィークかかる。こうなりますと、特に瑞巖寺前、観光栈橋の前はメインストリートです。ここで仕事とか何かありますと、大変お客様にとって支障があるわけですよ。それだけでなく、お店側は歩道狭いですから、そういうふうになってこっちの海側、五大堂側はなるべく観光シーズンに入らない、そういう手だてというんですかね、業者さんにもお願いしたい。半年といたら繰越の可能性もないんですね。半年だから3月いっぱい終わると、そういう考えでいいんですか。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 今のところはその予定で考えておりますけれども、確かにこのところは観光地の真ただ中ですので、それプラスやはり県の公園の工事とか、そういうのとの調整も出てまいるものと思っておりますので、確かにその半年のうちで全部なるかどうかというところは、今後の他事業との調整のところも出てくるかと思ます。

あと、工事につきましては、やはりこういう観光地でございますので、上から土を掘る開削ではなくて、推進でということで考えてやっていくようにしていくものでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今度の工事、この赤線のところは、将来45号線が海側に拡幅になると、ずれるということありますよね。そうすると、この赤線の部分は道路からかぶるんですかね、外れるという、当然外れると思うんですけれども、大体こいつを見るとちょっとわからないんですけれども、今の歩道の海側にアカマツかクロマツが植えられている植栽、あの辺にな

るんですか。あの辺でいいんですかね。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 大体今の道路の国道の歩道から約2メートルほど公園側に入った場所に、うちのほうは移設することで考えておりますので、場所によっては中央広場のところだと松とか植わっている花壇の下とか、グリーン広場も同じかと思いますが、その辺になってくるということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これで終わりますけれども、くれぐれも本当に観光シーズンを迎える、それまでには4月の中には完了していただきたいなど、こういう思いを持ってこの質問を終わりますけれども、大丈夫ですかね、よろしく、その辺は町長からもおっしゃっていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第111号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決せられました。

ここで、休憩に入りたいと思います。2時15分まで休憩に入ります。

午後 2時03分 休 憩

---

午後 2時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

---

日程第18 議案第112号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）  
について

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第112号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 素朴な疑問で質問をいたします。

今回、メーター検針町内の水道業者でも検針の業務が困難になったことから、専門業者に任せるんですよと、こういうふうになっておりますね。この検針業務というのは、まず資格とか何かというのは要るんですか、こういうのは。当然要らないかなと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 特に資格とかはございません。メーターを見て針を読むので。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 電気も女性の方がよく来て、やっているようなこともあるんですよ。高齢化というのはわからないことはないです。もう松島は本当に高齢化なんですから。そういう中で、水道の業者さんが知り合いの中から選ぶということですから、なかなか範囲というのが狭まってくるかもしれない。だったら、この松島町の広報でも使って、町民の皆さんにこういうお仕事ありますけれども、どうなんでしょうか。皆さんお申し込みくださいというようなことの1つ、そういうことも考えたらどうなんでしょう。業者業者に任せる、それも1つの方向かもしれませんが、町内の皆さんに仕事の1つの場を確保すると、こういうことをやっぱり目指すべきじゃないでしょうかね。そういうことだったら、松島の広報紙を使っても、いいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の検討はなさいましたでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 検討はしたことはあったんですが、ただ町内で募集したときに、実際5日間でメーター検診を終わらせる必要がございます。というのは、結構有収率に影響がございますので、そうすると例えば町場のところとか、北部のほう、歩ける範囲が限られる。そうすると、バイクの免許ある人とか、いろいろ制約が出てくるということがありました。

もう一つは、個人の方に頼むと5日間くらいの検針で、実質必要な人数は9名最低必要なので、9名集まるかということも内部で議論して、なかなかちょっと難しいです。5日間だけ

で全体で40万円ぐらいですか、業者さんに払っているもの、そうすると月5万円から6万円ぐらいなので、その上でやってくれる人がいるかと内部でいろいろ考えました。

それからあと、町内の方が休んだときに、その人が万が一その期間できなくなる、病気とか、いろいろその5日間の期間は大体決まっていますので、それができなくなったときにじゃあ誰が対応するか、いろいろ内部でもやったんです。そうした結果、やっぱり業者さんをお願いしていたほうが、安定給水、メーターは家の中で見るのは大体一定した期間、たとえば20日の日に見ていれば、次の月の20日という形で1カ月間サイクルがありますので、そういうことがあったので、いろいろ検討した結果、業者さんのほうがいいんじゃないでしょうかということで、なったわけでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今お話を伺うと9名ですか。9名でやっているんですか。そういう中で、もちろんバイクも必要だということになる。今女子の方がバイクを持って、郵便局、毎日の業務ですからね。それと一緒ににはできないと思うんですけども、そういう中で男女を問わずとか、そういうものでちょっとできないものだったのかなというようなこと、どうしてもそういう突発の休みとか何か入った、病気になってしまったとそういうことになると、検針の期間というのは決まるということだから、業者にお願いしたということはわからないことはないんですけども。やはりこれだけ高齢者がふえ、そして仕事を求める、何か仕事ないかなという人いっぱいいるわけですね。

だからといって、じゃあこの仕事をするかというとなかなか難しいことなんですけれども、やっぱりそういう努力はするべきだと思っておりますので、このメーター検針以外にもそういう仕事を求めている方、松島町で考えているようなことがあれば、今後検討していただきたい。そういうことは広報紙を使っても私はいいと思うんです。

そういうことで、ご検討をぜひしていただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 検討はしたわけでございますが、一番最初のメーター検針始めたいきさつというのは、町の水道業者さんが昔、昭和60年、50年代の後半なんですけど、仕事がないよと、水道業者そのころ7社か8社くらいあったので、町の仕事何かさせてくれないかということで、いろいろ申し込みがありました。その結果、ちょうど水道事業が電算の切りかえ時期に当たったものですから、そのタイミングでメーター検針は水道業者さんがいいですねと。水道業者さん当然漏水とか全部わかるので、漏水していれば次の仕事、業者さ

んが営業ができるということがあったので、そういういきさつで入ってきたということがありました。

ただ、これは再三うちのほうもまだまだ引き継いでやってくださいよと、水会員の会長を含めていろいろお願いしていたわけなんです。ただ、水会員のほうでもいろいろ町内の人を集めたりしても、なかなか来ないんだというのが実態でした。できれば、今本当は町内の人、それもあるんですが、今ちょっと町外の人が逆に3名ぐらい雇っているようなので、業者さん、松水会としては大変だよということがあったので、今回別な業者さんに安定してお願いすべきだということでやったわけでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第112号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決せられました。

---

#### 日程第19 議員提案第4号 松島町議会基本条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第19、議員提案第4号松島町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって議員提案第4号松島町議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

---

日程第20 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第20、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決せられました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月29日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時25分 散 会